

## 日本学術振興会

# 外国人研究者招へい事業

外国人特別研究員（一般、欧米短期）  
外国人招へい研究者（長期、短期、短期S）  
（平成30年度分・募集要項）

平成 29 年 4 月

独立行政法人日本学術振興会

### 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science : JSPS）は、諸外国の優秀な研究者を招へいし、我が国の研究者との共同研究、討議、意見交換等を行う機会を提供することにより、外国人研究者の研究の進展を支援すると同時に、外国人研究者との研究協力関係を通じて、我が国の学術研究の推進及び国際化の進展を図ることを目的とした事業を実施します。

### 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

### プログラム種別

招へいの内容等に応じてプログラムを設定しています。各プログラムのページをご参照の上、ご応募ください。

プログラム	内容(採用期間)	ページ
外国人特別研究員（一般）【P】	博士号取得直後の外国人若手研究者を最大 2 年間日本の大学等に受け入れる事業(12 か月以上 24 か月以内)	6
外国人特別研究員（欧米短期）【PE】	欧米諸国から博士号取得前後の若手研究者を比較的短期間日本の大学等に受け入れる事業(1 か月以上 12 か月以内)	8
外国人招へい研究者（長期）【L】	中堅から教授級の外国人研究者を比較的長期間招へいし、日本の研究者と協力して研究を行う機会を提供する事業(2 か月以上 10 か月以内)	11
外国人招へい研究者（短期）【S】	中堅以上（教授級）の外国人研究者を短期間招へいし、日本の研究者との討議・意見交換・講演等を通じて関係分野の研究の発展に寄与することを目的とした事業(14 日以上 60 日以内)	13
外国人招へい研究者（短期S）【E】	ノーベル賞級の特段に優れた業績及び受賞歴をもち、当該分野で現在も指導的立場にある海外の研究者を日本に招へいし、講演、研究指導等を行う機会を提供することを目的とした事業(7 日以上 30 日以内)	15

## ○各プログラム共通の注意事項

### (1) 申請手続【電子申請システムのみで申請を受け付けます】

申請は電子申請システムを通じて受け付けます。(申請書の郵送による提出は受け付けません。)

詳細は、本会ホームページ内「電子申請システムのご案内」から「国際交流事業」を参照してください。

電子申請のご案内URL [http://www-shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top\\_kokusai.html](http://www-shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html)

なお、すでに国際交流事業の申請者用IDを取得している場合、あらためて所属機関に対してID・パスワードの発行を依頼する必要はありません。

### (2) 申請書作成方法及び申請受付期間

申請は所属機関(以下「申請機関」という。)を通じて行ってください。(個別申請は受け付けません。)

申請書作成の際は、この募集要項のほか、本会ホームページ内の各種別の「申請書作成・記入要領」を必ず参照してください。

#### 【申請者(受入研究者)】

申請機関が指定する期限(申請機関によっては本会の申請受付期間の1か月以上前場合があります。)  
までに、電子申請システムより申請書を提出(送信)してください。

#### 【申請機関担当者】

各プログラムの申請受付期限までに、電子申請システム上で、申請書を承認(「申請リスト」を確定)し、申請書を本会に提出(送信)してください。指定された期限後に提出(送信)があっても受理しませんので、時間には十分な余裕をもって提出(送信)してください。

また、以下の2種類の書類を申請受付期間内に紙媒体で提出してください。

- ・ c 申請件数一覧(兼受入承諾書)
- ・ d 候補者リスト

※電子申請システムでの手続が完了していても、c及びdが受付期間に到着しない場合には、申請を受理しません。提出物の配達遅延・紛失等については原則考慮いたしませんので、特定記録郵便等、申請機関にて本会への到着が確認可能な提出方法を使用してください。本会への到着確認問い合わせには対応いたしません。

#### <申請書類提出先>

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1 独立行政法人日本学術振興会  
人物交流課 外国人研究者招へい事業 募集担当

平成30年度分の募集より、紙媒体での申請書の提出は不要となりますが、「申請件数一覧(兼受入承諾書)」及び「候補者リスト」の2点については引き続き紙媒体(郵送)での提出が必要となりますので、ご注意ください。

以下のチェックリストにて提出（送信）前に申請書を確認してください。著しい不備のある申請は受理しません。また、原則として不備等の内容確認等の連絡はいたしません。その場合は不備も含めて審査が行われるとご理解ください。

#### 事務局用提出前チェックリスト

- 受付期間内（必着）に本会に到着する方法で「申請件数一覧（兼受入承諾書）」及び「候補者リスト」を発送している
- 「申請件数一覧（兼受入承諾書）」に機関長の公印がある
- 「申請件数一覧（兼受入承諾書）」の件数が提出する申請数（候補者リスト）と合致している
- 「候補者リスト」と申請書各種が合致している
- 申請者及び候補者が本募集要項記載の申請資格・要件を満たしている
- 「様式 1」の候補者氏名及び国籍、生年月日はパスポートの表記と同様に正しく記載されている
- 「FORM2」は該当する年度（FY2018）の指定様式を使用している
- 「FORM2」にサインがある
- [P] [PE]：「様式 1」の 1 ページ目と「FORM2」の 1 ページ目の内容が一致している
- [P] [PE]：「様式 1」、「FORM2」の推薦者氏名が「推薦書」の氏名と一致している
- [P] [PE]：「推薦書」にサインがある

※電子申請システムに入力された情報（候補者の氏名及び生年月日等）は、採用の際に発行する証明書等（再発行不可）に印字されます。候補者が作成する FORM2 等の内容と相違ないかよくご確認ください。候補者氏名等のスペルに相違がある場合でも、一切の確認・連絡をいたしません。事務局の責任において、確実な情報であることを確認の上、申請してください。

#### (3) 支給経費（予定）及び採用後の手続

支給経費の額については、予算等の事情により変更することがあります。また、採用後の諸手続については、本会ホームページ各事業の「諸手続の手引」でご確認ください。

#### (4) 選考方法

選考は、本会の特別研究員等審査会等において、書面審査及び合議審査により行われます。また、審査を実施する分野については、分科細目に対応するいずれかの領域に区分されます。

本会ホームページ内の各種別の「選考方法」を参照してください。

#### (5) 結果通知

- ・選考結果については、本会理事長から所属機関の長に文書で通知します。
  - ・採用された外国人研究者及び受入研究者の氏名、研究課題名等を本会のホームページ上で公開します。
  - ・採用された外国人研究者には、本会から採用通知その他の関係書類を送付します。
  - ・不採用となった外国人研究者には選考結果を直接通知しませんので、申請者から結果を伝えてください。
- なお、【P】については、申請者に電子申請システムにより全申請におけるおよその位置付けを開示します。

[開示内容]

不採用 A = 応募領域における不採用件数の上位 20%

不採用 B = 応募領域における不採用件数の上位 21～50%

不採用 C = 応募領域における不採用件数の上位 50%に至らなかった。

- ・選考及び結果の通知に関する個別の問合せには一切応じられません。

(6) 候補者の複数申請

- ① 申請受付期間が同一の募集において、1人の候補者が複数の受入研究者を通じて申請することはできません。
- ② 申請受付期間が同一の募集において、1人の候補者が申請できるのは【P】、【L】、【S】、【E】のうち1件のみです。

(7) 受入研究者の複数申請

- ① 【P】【PE】については、各回の募集で、同一の種別に、1人の受入研究者につき、3件まで申請可能です。複数の外国人研究者を候補者として同時に申請する場合は、当該候補者に優先順位を付してください。
- ② 【L】、【S】、【E】については、各回の募集で、1人の受入研究者につき、1件のみ申請可能です。  
第1回募集分：【L】、【S】、【E】のどれか1件のみに申請可能。  
第2回募集分：第1回募集への申請有無に関わらず、【S】、【E】のどちらか1件に申請可能。

(8) 申請書における不正な記載等

本会は、申請書の内容に虚偽、他人の申請書からの転用その他不正な記載があると判断した場合は、審査の対象としません。採用後に、同様の記載が発見された場合は、採用の取消しを含む所定の措置を講ずることとします。

(9) 軍事目的研究

本会は、軍事目的の研究を支援しません。

(10) 所属機関内で承認手続き等が必要な研究計画について

研究計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組みを必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策や措置を講じるのかについても審査の対象となります。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

(11) 他事業との関連性

本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会の国際交流事業に採択されたことがある受入研究者は、その事業の成果（見込み）と今回申請の本事業との間に密接な関連性があると判断した場合、それを明確にしたうえで申請してください。

(12) 安全保障貿易管理

受入研究機関は、採用された外国人研究者の受入にあたり、必要に応じて、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）、関係法令及び機関内の規程等に沿って、安全保障貿易管理に係る所要の手続きを行ってください。

## 受入研究者、招へいする外国人研究者及び受入研究機関の義務（研究費の適切な使用等）

受入研究者、招へいする外国人研究者及び受入研究機関は、以下の(1)～(10)に留意の上、申請及び採用後の手続きを行ってください。採用後は「外国人研究者招へい事業諸手続の手引」の記載事項を遵守してください。記載事項を遵守しなかった場合、外国人研究者採用の取消し、支給経費の停止(国際航空券の支給停止を含む)、特別研究員奨励費等の研究費(P)を含む支給済みの経費の返還要求を含む、所定の措置を講ずることとします。

- (1) 受入研究者は、招へいする外国人研究者の来日後の円滑な研究遂行を可能にするため、受入体制(研究室での受入条件、受入れにあたっての身分等)を十分告知し、その合意を得たうえで申請すること。
- (2) 受入研究者は、受入研究機関の事務担当者の協力を得て、招へいする外国人研究者が受入研究機関において滞りなく共同研究等の研究活動が遂行できるよう、必要な受入体制を整えること。また招へいする外国人研究者の来日前に必要な手続き(査証の申請手続きを含む)及び宿舍の確保その他、日本での生活に必要な事柄について助言を行うこと。
- (3) 受入研究者は招へいする外国人研究者に対し、フェローシップ期間中すべての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等)を行ってはならないことはもちろん、行ったと受け取られないよう特に言動を慎まなければならない。万が一、非違行為があり、受入研究機関が定める処分を受けた場合は、処分の日以後5年間は本事業及び論文博士号取得希望者に対する支援事業に申請することができません。
- (4) 招へいする外国人研究者は、フェローシップ期間中、受入研究機関の内外を問わず、すべての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等)を行ってはならない。
- (5) 招へいする外国人研究者は、採用期間中、原則として継続的に日本に滞在し、報酬の有無にかかわらず他の業務に従事せず、受入研究機関において本フェローシップに係る研究活動に専念すること。ただし、P、PEについては、出産・育児に伴い採用期間を中断している場合はこの限りでない。また、本フェローシップに係る活動で報酬を得ないこと。
- (6) 受入研究者及び招へいする外国人研究者は、研究活動の不正行為(研究成果の捏造、改ざん等)及び研究費の不正使用(研究費の私的使用、目的外使用等)を行わないように、本会及び受入研究機関の定めるルールに従い研究活動を行うこと。
- (7) 受入研究者及び招へいする外国人研究者は、採用期間終了後1か月以内に別に定める様式によって報告書を提出すること。
- (8) L、Sについては、本事業により講演等を行う場合には、本会の招へい事業である旨を明示すること。
- (9) 受入研究機関は、受入研究者及び招へいする外国人研究者に対し、研究活動の不正行為(研究成果の捏造、改ざん等)及び研究費の不正使用(研究費の私的使用、目的外使用等)が行われることがないように、本会及び当該機関の定めるルール(不正行為・不正使用を行った場合のペナルティを含む)を告知し、遵守させること。
- (10) 受入研究機関は、招へいする外国人研究者の受入れにあたり第一義的な責任を有しており、受入れにあたっては人権侵害行為、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等の防止について積極的に取り組み、また問題が生じた場合はその解決に努めること。

[注]競争的資金等の適正な使用等については、別紙(「競争的資金等の適正な使用等について」)をご参照ください。

## 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)します。なお、採用された場合、採用者の氏名、国籍、職名、研究機関名、研究課題名、研究に従事する機関名、受入研究者の氏名、職名及び研究報告書が公表されることがあります。また、本会事業の充実のための調査に協力願う場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

## 外国人特別研究員（一般）【P】

### 1. 内容

博士号取得直後の優秀な諸外国の若手研究者に対して、我が国の大学等において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する。

### 2. 採用期間

12 か月以上 24 か月以内

### 3. 申請者（受入研究者）の申請資格および申請件数の制限

申請時において、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定される研究機関（※）に所属し、原則として常勤の研究者であって、外国人研究者の受入を希望する者。

ただし、常勤でない研究者（科学研究費助成事業の応募資格は必要）であっても、上記の常勤研究者と同様に、招へい期間中継続して、研究環境（研究室・設備・人員）の整備等を含め、外国人研究者の受入及び指導に基づく共同研究等を目的とする本事業を、責任を持って遂行できる研究者であると所属機関において判断する場合には、申請可能とします。

なお、1 人の受入研究者につき、3 件まで申請可能です。複数の外国人研究者を候補者として同時に申請する場合は、当該候補者に優先順位を付してください。

（※）科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定される研究機関

- ①大学及び大学共同利用機関
- ②文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ③高等専門学校
- ④文部科学大臣が指定する機関

### 4. 招へいする外国人研究者（候補者）の要件

(1) 我が国と国交がある国の国籍を有する者（台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う。）。

(2) 我が国における研究開始時点で博士の学位を有し、かつ、平成 30 年 4 月 1 日の時点で博士の学位取得後 6 年未満の者（平成 24 年（2012 年）4 月 2 日以降に学位を取得した者）。常勤的職に就いているかどうかは問いません。

[注 1] 過去に【P】及び外国人特別研究員（定着促進）に採用された者については対象外とする。

[注 2] 日本国籍を持つ者及び日本に永住を許可されている外国人は対象外とする。

[注 3] 採用決定者は採用開始日までに博士号学位取得証明書の正本又は学位記の写しの提出が必要です。（申請時不要）

### 5. 支給経費（予定）

(1) 渡航費 国際航空券で支給（本会の規定による。「外国人特別研究員諸手続の手引 ver1.0」の J18 参照）

(2) 滞在費 月額 362,000 円

(3) その他 渡日一時金 定額 200,000 円、海外旅行保険

[注] 採用開始日以前から日本国内に居住する（住所を有する）者には、「渡航費」の往路分、「渡日一時金」は支給しません。上記のほか、受入研究者は、所属機関を通じて研究費（科学研究費補助金〔特別研究員奨励費〕）に応募することができます。

## 6. 申請手続

申請にあたっては、申請者（受入研究者）と申請機関でそれぞれ以下（1）～（2）の手続きが必要です。

### (1) 申請者（受入研究者）の手続き

- ① 招へいする外国人研究者（候補者）から以下の2点を取り寄せる。
  - a **FY 2018** JSPS International Fellowship for Research in Japan : APPLICATION FORM FOR JSPS POSTDOCTORAL FELLOWSHIP FOR RESEARCH IN JAPAN(STANDARD) (FORM2)  
【WordもしくはPDFファイル。様式は<https://www.jsps.go.jp/j-ippan/boshu.html>よりダウンロード】
  - b 候補者の博士論文指導者等からの署名入り推薦書（計1ページ。推薦者は受入研究者以外の者1名）  
【WordもしくはPDFファイル】
- ② 電子申請システム（国際交流事業用）にログインし、各申請機関の指定の申請期限までに、電子申請システム上で申請を完成（電子申請画面上で様式1を入力、上記a, bをアップロード）させ、申請機関に提出（送信）。

### (2) 申請機関の手続き

- ① 電子申請システム上で、申請者（受入研究者）が提出（送信）した申請書の内容を確認。内容に問題がなければ、承認（「候補者リスト」を確定）し、申請書を本会の申請受付期間内に提出（送信）
- ② 電子申請システム上から、以下の2点を取得、作成
  - c 申請件数一覧（兼受入承諾書）
  - d 候補者リスト
- ③ 上記cに機関長印を押印の上、上記dとともに、本会の申請受付期間内に郵送

## 7. 申請受付期間

申請機関から本会への申請受付期間は下記のとおりです。各申請機関における申請期限については、本会の申請受付期間の1か月以上前に設定される場合があります。申請者は予め各機関担当にご確認ください。

募集回	本会の申請受付期間（最終日必着）	結果通知予定時期	来日時期	採用予定数
第1回	平成29年8月28日（月）～9月1日（金） 17:00 必着	平成29年12月下旬頃	平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	約125名
第2回	平成30年4月23日（月）～4月27日（金） 17:00 必着	平成30年8月中旬頃	平成30年9月1日～ 平成30年11月30日	約125名

## 8. 審査方針

- i) 我が国及び諸外国における学術の進展に資するものであること。
- ii) 招へいによって、外国人特別研究員候補者と申請者双方の研究の推進が期待できること。
- iii) 申請者と候補者の事前交渉などが密接に行われ、研究計画が具体的であること。
- iv) 申請者の受入機関における受入体制が十分に整っていること。
- v) 採用者の国籍、受入機関、専門分野等は、なるべくかたよらないこと。とりわけ多様な国からの来日に配慮すること。

## 外国人特別研究員（欧米短期）【PE】

### 1. 内容

博士号取得前後の優秀な欧米諸国〔注〕の若手研究者（特に我が国の大学等において研究に従事したことがない者が望ましい）に対して、1か月以上12か月以内の期間内で、我が国の大学等において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する。

〔注〕本要項における欧米諸国は、アメリカ合衆国、カナダ並びに欧州連合（EU）加盟国（2017年4月1日現在）、スイス、ノルウェー及びロシアとします。

### 2. 採用期間

1か月以上12か月以内

### 3. 申請資格および申請件数の制限

申請時において、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関（※）に所属し、原則として常勤の研究者であって、外国人研究者の受入を希望する者。

ただし、常勤でない研究者（科学研究費助成事業の応募資格は必要）であっても、上記の常勤研究者と同様に、招へい期間中継続して、研究環境（研究室・設備・人員）の整備等を含め、外国人研究者の受入及び指導に基づく共同研究等を目的とする本事業を、責任を持って遂行できる研究者であると所属機関において判断する場合には、申請可能とします。

なお、1人の受入研究者につき、3件まで申請可能です。複数の外国人研究者を候補者として同時に申請する場合は、当該候補者に優先順位を付してください。

（※）科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

- ①大学及び大学共同利用機関
- ②文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ③高等専門学校
- ④文部科学大臣が指定する機関

### 4. 招へいする外国人研究者（候補者）の要件

- (1) 1の〔注〕に掲げる国の国籍又は永住権を有する者。ただし、1の〔注〕に掲げる国以外の国籍又は永住権を有する者（我が国と国交を有する国に限る。台湾及びパレスチナの者についてはこれに準じて扱う。）であっても、修士以上の学位を取得後、1の〔注〕に掲げる国の大学又は研究機関において、申請時に3年以上研究を継続中の者で、優れた研究業績を有する者を含む。
- (2) 我が国における研究開始時点で、外国の大学院で取得した博士の学位を有し、かつ、平成30年4月1日の時点で、博士の学位取得後6年未満の者（平成24年（2012年4月2日以降に学位を取得した者）又は国外の大学院博士課程（博士後期課程相当）に在籍し、我が国における研究開始時点から2年以内に博士の学位取得見込みの者。常勤的職に就いているかどうかは問いません。

〔注1〕過去に【P】、【PE】、外国人特別研究員（定着促進）に採用された者については対象外とします。

〔注2〕本会の申請受付期間中に在留カードを有する等、我が国に住所を有する者については対象外とします。

〔注3〕日本国籍を有する者は、1の〔注〕に掲げる国の永住権を有していても対象外とします。

〔注4〕採用決定者は採用開始日前までに博士号学位取得証明書の正本又は学位記の写し（取得前の場合は博士号取得見込証明書の正本）の提出が必要です。（申請時不要）



## 5. 支給経費（予定）

- (1) 渡航費 国際航空券で支給（本会の規定による。「外国人特別研究員諸手続の手引 ver1.0」の J18 参照）
- (2) 滞在費 ①我が国における研究開始時に博士の学位を有する者：月額 362,000 円  
②我が国における研究開始時に博士の学位を有しない者：月額 200,000 円
- (3) その他 渡日一時金（3 か月以上の滞在者のみ、定額 200,000 円）、海外旅行保険

〔注〕採用開始日以前から日本国内に居住する（住所を有する）者には、「渡航費」の往路分、「渡日一時金」は支給しません。上記のほか、受入研究者は、所属機関を通じて調査研究費（上限 採用月数×70,000 円）に応募することができます。

## 6. 申請手続

申請にあたっては、申請者（受入研究者）と申請機関でそれぞれ以下（1）～（2）の手続きが必要です。

### (1) 申請者（受入研究者）の手続き

- ① 招へいする外国人研究者（候補者）から以下の 2 点を取り寄せる。
  - a **FY 2018** JSPS International Fellowship for Research in Japan : APPLICATION FORM FOR JSPS POSTDOCTORAL FELLOWSHIP FOR RESEARCH IN JAPAN(SHORT-TERM) (FORM2)  
【Word もしくは PDF ファイル。様式は <https://www.jsps.go.jp/j-ippa/boshu.html> よりダウンロード】
  - b 候補者の博士論文指導者等からの署名入り推薦書（計 1 ページ。推薦者は受入研究者以外の者 1 名）  
【Word もしくは PDF ファイル】
- ② 電子申請システム（国際交流事業用）にログインし、各申請機関の指定の申請期限までに、電子申請システム上で申請を完成（電子申請画面上で様式 1 を入力、上記 a, b をアップロード）させ、申請機関に提出（送信）。

### (2) 申請機関の手続き

- ① 電子申請システム上で、申請者（受入研究者）が提出（送信）した申請書の内容を確認。内容に問題がなければ、承認（「候補者リスト」を確定）し、申請書を本会の申請受付期間内に提出（送信）
- ② 電子申請システム上から、以下の 2 点を取得、作成
  - c 申請件数一覧（兼受入承諾書）
  - d 候補者リスト
- ③ 上記 c に機関長印を押印の上、上記 d とともに、本会の申請受付期間内に郵送

## 7. 申請受付期間

申請機関から本会への申請受付期間は下記のとおりです。各申請機関における申請期限については、本会の申請受付期間の1か月以上前に設定される場合があります。申請者は予め各機関担当者にご確認ください。

募集回	本会の申請受付期間（最終日必着）	結果通知予定時期	来日時期	採用 予定数
第1回	平成29年10月2日（月）～6日（金） 17:00 必着	平成30年1月中旬頃	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	約15名
第2回	平成30年1月4日（木）～11日（木） 17:00 必着	平成30年4月中旬頃	平成30年7月1日～ 平成31年3月31日	約15名
第3回	平成30年4月2日（月）～6日（金） 17:00 必着	平成30年7月中旬頃	平成30年10月1日～ 平成31年3月31日	約15名
第4回	平成30年6月4日（月）～8日（金） 17:00 必着	平成30年10月中旬頃	平成31年1月1日～ 平成31年3月31日	約15名

## 8. 審査方針

- i) この招へいが実施され、欧米諸国との交流が一層発展することが期待できること。
- ii) 招へいによって外国人特別研究員候補者と申請者双方の研究の推進が期待できること。
- iii) 申請者と候補者の事前交渉などが密接に行われ、研究計画が具体的であること。
- iv) 博士号取得前の者については、研究の発展性も考慮に入れること。
- v) 採用者の受入機関、専門分野は、なるべくかたよらないこと。

## 外国人招へい研究者（長期）【L】

### 1. 内容

諸外国の研究者を長期間招へいし、我が国の研究者と共同して研究を行う機会を提供する。

### 2. 採用期間

2 か月以上 10 か月以内

### 3. 申請資格

申請時において、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定される研究機関（※）に所属し、原則として常勤の研究者であって、外国人研究者の受入を希望する者。

ただし、常勤でない研究者（科学研究費助成事業の応募資格は必要）であっても、上記の常勤研究者と同様に、招へい期間中継続して、研究環境（研究室・設備・人員）の整備等を含め、本事業を責任を持って遂行できると所属機関において判断する場合には、申請可能とします。

（※）科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定される研究機関

- ①大学及び大学共同利用機関
- ②文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ③高等専門学校
- ④文部科学大臣が指定する機関

### 4. 招へいする外国人研究者（候補者）の要件

- (1) 我が国と国交がある国の国籍又は永住権を有する者（台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う。）。ただし、日本国籍を有する者であっても、外国におおむね 10 年以上在住し、当該国の学会で活躍している者を含む。
- (2) 外国の大学又は研究機関に所属する常勤又は常勤として位置づけられている研究者で、平成 30 年 4 月 1 日の時点で、我が国の大学の教授、准教授又は助教に相当していること。ただし、前記の研究職歴を有しない者でも、平成 30 年 4 月 1 日の時点で博士の学位取得後 6 年以上で、大学又は研究機関に於いて研究を継続している者を含む。
- (3) 優れた研究業績を有する者。

### 5. 支給経費（予定）

- (1) 渡航費 国際航空券で支給（本会の規定による。エコノミークラス。「外国人招へい研究者諸手続の手引 ver1.0」の J12 参照）
- (2) 滞在費 月額 387,600 円
- (3) その他 海外旅行保険

[注] 上記のほか、受入研究者は、所属機関を通じて調査研究費（上限 150,000 円）を申請できます。

## 6. 申請手続

申請にあたっては、申請者（受入研究者）と申請機関でそれぞれ以下（1）～（2）の手続きが必要です。

### (1) 申請者（受入研究者）の手続き

- ① APPLICATION FORM FOR JSPS INVITATIONAL FELLOWSHIP FOR RESEARCH IN JAPAN (Long-term)FORM2 を作成する。【Word もしくは PDF ファイル。様式は <https://www.jps.go.jp/j-inv/30/index.html> よりダウンロード】
- ② 電子申請システム（国際交流事業用）にログインし、各申請機関の指定の申請期限までに、電子申請システム上で申請を完成（電子申請画面上で様式1を入力、FORM2をアップロード）させ、申請機関に提出（送信）。

### (2) 申請機関の手続き

- ① 電子申請システム上で、申請者（受入研究者）が提出（送信）した申請書の内容を確認。内容に問題がなければ、承認（「候補者リスト」を確定）し、申請書を本会の申請受付期間内に提出（送信）
- ② 電子申請システム上から、以下の2点を取得、作成
  - c 申請件数一覧（兼受入承諾書）
  - d 候補者リスト
- ③ 上記cに機関長印を押印の上、上記dとともに、本会の申請受付期間内に郵送

## 7. 申請受付期間

申請機関から本会への申請受付期間は下記のとおりです。各申請機関における申請期限については、本会の申請受付期間の1か月以上前に設定される場合があります。申請者は予め各機関担当者にご確認ください。

本会の申請受付期間（最終日必着）	結果通知予定時期	来日時期	採用予定数
平成29年8月28日（月）～9月1日（金） 17:00 必着	平成29年12月下旬頃	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	約60名

## 8. 審査方針

- i) 我が国及び諸外国における学術の進展に資するものであること。
- ii) 招へいによって研究の推進が期待できること。
- iii) 申請者と招へい研究者との事前交渉などが明確で、研究計画が具体的であること。
- iv) 「採用期間」に見合った計画が立てられていること。
- v) 我が国の研究者と外国人研究者との共同研究等を目的とするものであること。
- vi) 採用者の国籍、受入機関、専門分野はなるべくかたよらないこと。

## 外国人招へい研究者（短期）【S】

### 1. 内容

優れた研究業績を有する諸外国の研究者を短期間招へいし、我が国の研究者との討議・意見交換や講演等を行う機会を提供する。

### 2. 採用期間

14日以上60日以内

### 3. 申請資格

申請時において、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関（※）に所属し、原則として常勤の研究者であって、外国人研究者の受入を希望する者。

ただし、常勤でない研究者（科学研究費助成事業の応募資格は必要）であっても、上記の常勤研究者と同様に、招へい期間中継続して、研究環境（研究室・設備・人員）の整備等を含め、本事業を責任を持って遂行できると所属機関において判断する場合には、申請可能とします。

（※）科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

- ①大学及び大学共同利用機関
- ②文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ③高等専門学校
- ④文部科学大臣が指定する機関

### 4. 招へいする外国人研究者（候補者）の要件

- (1) 我が国と国交がある国の国籍又は永住権を有する者（台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う。）。ただし、日本国籍を有する者であっても、外国におおむね10年以上在住し、当該国の学会で活躍している者を含む。
- (2) 外国の大学又は研究機関に所属する常勤又は常勤として位置づけられている研究者で、平成30年4月1日の時点で、我が国の大学の教授、准教授に相当していること。ただし、名誉教授を含む。
- (3) 優れた研究業績を有する者。

### 5. 支給経費（予定）

- (1) 渡航費 国際航空券で支給（本会の規定による。エコノミークラス。「外国人招へい研究者諸手続の手引 ver1.0」のJ12参照）
- (2) 滞在費 日額18,000円
- (3) その他 海外旅行保険

[注] 上記のほか、受入研究者は、所属機関を通じて調査研究費（上限150,000円）を申請できます。

## 6. 申請手続

申請にあたっては、申請者（受入研究者）と申請機関でそれぞれ以下（1）～（2）の手続きが必要です。

### （1）申請者（受入研究者）の手続き

電子申請システム（国際交流事業用）にログインし、各申請機関の指定の申請期限までに、電子申請システム上で申請を完成（電子申請画面上で様式1を入力）させ、申請機関に提出（送信）。

### （2）申請機関の手続き

- ① 電子申請システム上で、申請者（受入研究者）が提出（送信）した申請書の内容を確認。内容に問題がなければ、承認（「候補者リスト」を確定）し、申請書を本会の申請受付期間内に提出（送信）
- ② 電子申請システム上から、以下の2点を取得、作成
  - c 申請件数一覧（兼受入承諾書）
  - d 候補者リスト
- ③ 上記cに機関長印を押印の上、上記dとともに、本会の申請受付期間内に郵送

## 7. 申請受付期間

申請機関から本会への申請受付期間は下記のとおりです。各申請機関における申請期限については、本会の申請受付期間の1か月以上前に設定される場合があります。申請者は予め各機関担当者にご確認ください。

募集回	本会の申請受付期間（最終日必着）	結果通知 予定時期	来日時期	採用 予定数
第1回	平成29年8月28日（月）～9月1日（金） 17:00 必着	平成29年 12月下旬頃	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	約100名
第2回	平成30年4月23日（月）～4月27日（金） 17:00 必着	平成30年 8月中旬頃	平成30年10月1日～ 平成31年3月31日	約80名

## 8. 審査方針

- i) 我が国及び諸外国における学術の進展に資するものであること。
- ii) 招へいによって研究の推進が期待できること。
- iii) 申請者と招へい研究者との事前交渉などが明確で、活動計画が具体的であること。
- iv) 「採用期間」に見合った計画が立てられていること。
- v) 受入機関のみならず、多数の機関を訪問するなどして、幅広く我が国の研究者との討議・意見交換・講演等の活動を行うものであること。また、若手研究者との交流の促進等教育的側面にも配慮したものであること。
- vi) 採用者の国籍、受入機関、専門分野はなるべくかたよらないこと。

## 外国人招へい研究者（短期 S）【E】

### 1. 内容

卓越した研究業績を有する諸外国の研究者を短期間招へいし、受入機関全体の研究活動への助言・協力及び関連するその他の学術研究機関においての講演会等を行う機会を提供する。

[注] 国内で開催する単発の講演会のためだけに数日間のみ招へいする実施計画については対象になりません。

### 2. 採用期間

7 日以上 30 日以内

### 3. 申請資格

申請時において、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定される研究機関（※）に所属し、原則として常勤の研究者であって、外国人研究者の受入を希望する者。

ただし、常勤でない研究者（科学研究費助成事業の応募資格は必要）であっても、上記の常勤研究者と同様に、招へい期間中継続して、研究環境（研究室・設備・人員）の整備等を含め、本事業を責任を持って遂行できると所属機関において判断する場合には、申請可能とします。

（※）科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定される研究機関

- ①大学及び大学共同利用機関
- ②文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ③高等専門学校
- ④文部科学大臣が指定する機関

### 4. 招へいする外国人研究者（候補者）の要件

- (1) 我が国と国交がある国の国籍又は永住権を有する者（台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う。）。ただし、日本国籍を有する者であっても、外国におおむね 10 年以上在住し、当該国の学会で活躍している者を含む。
- (2) ノーベル賞級の国際的な賞の受賞者など、特段に優れた研究業績を有し、当該分野で現在も指導的立場にある者。

### 5. 支給経費（予定）

- (1) 渡航費 国際航空券で支給（本会の規定による）、ビジネスクラス。「外国人招へい研究者諸手続の手引 ver1.0」の J12 参照))
- (2) 滞在費 日額 42,000 円
- (3) その他 海外旅行保険

[注] 上記のほか、受入研究者は、所属機関を通じて調査研究費（上限 150,000 円）を申請できます。

### 6. 申請手続

申請にあたっては、申請者（受入研究者）と申請機関でそれぞれ以下（1）～（2）の手続きが必要です。

#### (1) 申請者（受入研究者）の手続き

- ① APPLICATION FORM FOR JSPS INVITATIONAL FELLOWSHIP FOR RESEARCH IN JAPAN (Short-term S)FORM2を作成する。【Word もしくは PDF ファイル。様式は <https://www.jsps.go.jp/j-inv/30/index.html> よりダウンロード】
- ② 電子申請システム（国際交流事業用）にログインし、各申請機関の指定の申請期限までに、電子申請システム上で申請を完成（電子申請画面上で様式1を入力、FORM2をアップロード）させ、申請機関に提出（送信）。

## (2) 申請機関の手続き

- ① 電子申請システム上で、申請者（受入研究者）が提出（送信）した申請書の内容を確認。内容に問題がなければ、承認（「候補者リスト」を確定）し、申請書を本会の申請受付期間内に提出（送信）
- ② 電子申請システム上から、以下の2点を取得、作成
  - c 申請件数一覧（兼受入承諾書）
  - d 候補者リスト
- ④ 上記cに機関長印を押印の上、上記dとともに、本会の申請受付期間内に郵送

## 7. 申請受付期間

申請機関から本会への申請受付期間は下記のとおりです。各申請機関における申請期限については、本会の申請受付期間の1か月以上前に設定される場合があります。申請者は予め各機関担当者にご確認ください。

募集回	本会の申請受付期間（最終日必着）	結果通知 予定時期	来日時期	採用 予定数
第1回	平成29年8月28日（月）～9月1日（金） 17:00 必着	平成29年 12月下旬頃	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	数名
第2回	平成30年4月23日（月）～4月27日（金） 17:00 必着	平成30年 8月中旬頃	平成30年10月1日～ 平成31年3月31日	数名

## 8. 審査方針

- i) 我が国及び諸外国における学術の進展に資するものであること。
- ii) 招へいによって研究の推進が期待できること。
- iii) 申請者と招へい研究者との事前交渉などが明確で、活動計画が具体的であること。
- iv) 「採用期間」に見合った計画が立てられていること。
- v) 受入機関のみならず、多数の機関を訪問するなどして、幅広く我が国の研究者との討議・意見交換・講演等の活動を行うものであること。また、若手研究者との交流の促進等教育的側面にも配慮したものであること。
- vi) 採用者の国籍、受入機関、専門分野はなるべくかたよらないこと。
- vii) 招へい研究者は、ノーベル賞受賞等特段に優れた研究業績を有する者で、当該分野で現在も指導的立場にあること。
- viii) 受入機関の研究水準及び国際的評価の向上に資するものであること。
- ix) 招へい研究者の研究指導及び共同研究等が幅広く、円滑に行えるよう受入機関としての体制が整っていること。また、訪問研究機関における調整も充分なされていること。



## 研究資金の適正な使用等について

2016年3月

国際事業部・人材育成事業部海外派遣事業課

独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）の国際交流に関する各種公募事業に申請するに際しては、以下の事項にご留意ください。

### （1）不合理な重複・過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成24年10月17日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複・過度の集中について以下のように取り扱います。

#### ① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### ② 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

### （2）研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に対する措置

日本学術振興会平成18年規程第19号「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」に基づき、研究活動の公正性の確保及び研究資金の適正な管理・運営並びに不正使用等の防止のため、国際交流に関する各種公募事業において、研究活動に係る特定不正行為及び研究資金の不正使用等（※1）を行った研究者等（※2）については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。(同規程第2条)

※2 特定不正行為及び不正使用等に関する措置の対象は、次のとおりとする。(同規程第15条)

① 特定不正行為に関する措置の対象者

- ・特定不正行為に関与したと認定された者。
- ・特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

② 不正使用等に関する措置の対象者

- ・不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者。

① 当該研究資金の交付を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。なお、特定不正行為に係る研究資金の返還額は、当該特定不正行為の重大性、悪質性及び研究計画全体に与える影響等を考慮して定める。

② 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

③ 措置の対象者に対し、一定の期間、振興会の所管するすべての研究資金を交付しない。なお、決定した措置について、振興会は文部科学省を通じ、同省及び同省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という。)の担当に情報提供を行います。特定不正行為により上記措置の対象となった場合は、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度においても、申請及び参加が制限される場合があります。

また、振興会は、以下の(1)～(3)において特定不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しません。

(1) 国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金

(2) 前号に該当するものを除く「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「研究活動のガイドライン」という。)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)(平成26年2月18日改正)対象制度

(3) 「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

### (3) 関係法令等に違反した場合の取扱い

申請書類に記載した内容が虚偽であった場合や、関係法令・指針等に違反して研究計画を実施した場合には、本会から研究資金を支給しないことや、採択の決定を取り消すことがあります。

公募予定のある国際交流事業一覧

(参考)

(※平成29年3月1日現在)

事業の種類	事業名 (担当課)	事業概要	1件/1人当たり 支援内容	支援(実施) 期間	対象国・地域	対象分野	申請 締切	申請者	
共同研究・セミナー・研究者交流支援型	二国間交流事業 共同研究・セミナー (研究協力第二課)	個々の研究者交流を促進させた二国間の研究チームのネットワーク形成を目指して、他国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施経費を支援。	共同研究:100~250万円以内/年度 セミナー:120~250万円以内 (対応機関により異なる)	共同研究: 1~3年 セミナー:1 週間以内 (対応機関により異なる)	全地域	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月	研究者	
	特定国派遣研究者事業 (研究協力第二課)	我が国のポストドク研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。	渡航費、滞在費等 (派遣国、対応機関による)	6~24カ月 (派遣国、対応機関による)	フィンランド、ノルウェー	原則、全分野	9月	ポストドク研究者	
	国際共同研究事業 国際共同研究教育パートナーシッププログラム (PIREプログラム) (国際企画課)	一国のみでは解決が困難な課題に対して、日本と米国の協力により資源の共有や研究設備の共有化等を通じた相乗効果を発揮するとともに、若手研究者の研鑽機会の充実に資するための国際共同研究を支援。	1,000万円以内	5年	米国	全分野	予備申請9月、本申請4月	研究者	
	日中韓フォーサイト事業 (研究協力第一課)	日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	5,000万円以内/5年間	5年	中国、韓国	年度ごとの分野/テーマ	1月	所属機関または部局長	
	日独共同大学院プログラム (研究協力第二課)	日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の学生や教員及びポストドク等の若手研究者を相互に派遣して、学生の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。	1,500万円以内/年度	5年(再申請は4年)	ドイツ	全分野	10月	所属機関または部局長	
	研究拠点形成事業 (研究協力第一課)	A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。 B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	1,800万円以内/年度 800万円以内/年度	5年 3年	全地域 アジア・アフリカ	全分野 全分野	10月 10月	所属機関または部局長	
若手研究者研鑽機会提供型	先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第一課)	日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。	渡航費、国内交通費、滞在費	4日間	①ドイツ、米国と共催(開催地・ドイツ) ②カナダと共催(開催地・日本)	社会科学・自然科学の全分野	①12月 ②3月	機関長・優れた研究実績を有する我が国の研究者が推薦権者	
	リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第一課)	我が国の博士課程学生またはポストドク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。	渡航費、国内交通費、滞在費、会議参加費	1週間程度	ドイツで開催参加者は世界各国	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストドク研究者	
	HOPEミーティング~ノーベル賞受賞者との5日間~ (研究協力第一課)	アジア太平洋アフリカ地域の大学院生等がノーベル賞受賞者をはじめとした著名な研究者や同世代の参加者と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として飛躍する機会を提供。	国内交通費、滞在費、その他参加費等	5日間程度	日本で開催参加者はアジア太平洋アフリカ地域	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストドク研究者	
	若手研究者ワークショップ(ブラジル) (研究協力第一課)	優秀な若手研究者がワークショップへの参加を通じて知識やアイデアを共有することで、日伯の研究者同士のネットワーク形成を支援。	800万円以内/年度	3日間以内	ブラジル	全分野	3月	研究者	
	頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム (海外派遣事業課)	大学等研究機関が、海外のトップクラスの研究機関と世界水準の国際共同研究を行うことを通じて、相手側への若手研究者の長期派遣と相手側からの研究者招へいの双方向の人的交流を展開する取組を支援。	若手研究者派遣旅費・研究者招へい旅費(渡航費及び滞在費)と国際共同研究に必要な研究費	事業期間:1~3年間	全地域	全分野	5月	機関長	
外国人研究者の招へい事業	外国人研究者招へい事業 (人物交流課)	外国人特別研究員(一般) (人物交流課)	海外の優秀な若手研究者(ポストドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	12か月以上 24か月以内	全地域	全分野	5月 9月	受入研究者
		外国人特別研究員(欧米短期) (人物交流課)	欧米諸国の優秀な若手研究者(ブレドク(2年以内に博士号取得見込)及びポストドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	1か月以上 12か月以内	欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国及びスイス、ノルウェー、ロシア)	全分野	4月 7月 10月 1月	受入研究者
		外国人招へい研究者 長期 (人物交流課)	海外の中堅以上の研究者を日本に招へいし、我が国の研究者と特定の研究課題についての共同研究を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費等	2か月以上 10か月以内	全地域	全分野	9月	受入研究者
		外国人招へい研究者 短期 (人物交流課)	海外の教授クラスの研究者を日本に招へいし、我が国の研究者との討議、意見交換や、講演等を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費等	14日以上60日以内	全地域	全分野	5月 9月	受入研究者
		外国人招へい研究者 短期S (人物交流課)	ノーベル賞級の国際的な賞の受賞者など、特段に優れた業績及び受賞歴をもち、当該分野で現在も指導的立場にある海外の研究者を日本に招へいし、講演、研究指導等を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費等	7日以上30日以内	全地域	全分野	5月 9月	受入研究者
		論文博士号取得希望者に対する支援事業 (人物交流課)	日本の大学において学位取得を希望するアジア・アフリカ諸国等の研究者を我が国に招致、あるいは日本人指導者を派遣する事により、論文博士号の取得を支援。	120万円以内/年度	3年以内	アジア・アフリカ諸国等	全分野	8月	日本側研究指導者